

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条4第7項及び選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱（平成18年留萌市選挙管理委員会告示第59号）第10条の規定により、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの閲覧状況を公表する。

選挙人名簿抄本の閲覧状況

申出者の氏名	主たる事務所の所在地	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に関する選挙人の範囲	備考
該当なし					
			~		
			~		
			~		

令和 3年 6月 1日

留萌市選挙管理委員会
委員長 工藤 幸男